

佐賀県公示（会第3557号の3）

佐賀県財務規則に基づく取引店及び緊急支払店の指定（平成28年3月31日会第4112号）の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から施行する。

平成31年3月25日

佐賀県知事 山口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
1 略			1 略		
2 緊急支払店			2 緊急支払店		
名称	位置	緊急支払店が緊急支払を行うかい及び事業所等の名称	名称	位置	緊急支払店が緊急支払を行うかい及び事業所等の名称
略			略		
" 前支店	有田駅 西松浦郡有田町	<u>有田窯業大学校</u> 窯業技術センター 有田工業高等学校 九州陶磁文化館	" 前支店	有田駅 西松浦郡有田町	窯業技術センター 有田工業高等学校 九州陶磁文化館
略			略		